

共通仕様書 土木工事編 ・改訂対比表

| 頁 | 項目 | 改正前 | 改訂後 |
|----|--|--|--|
| 27 | 第1編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-25 工事完成検査 1-1-26 既済部分検査等 | <p>(1) 設計図書(追加, 変更指示も含む。)に示されるすべての工事が完成していること。ただし, 工事検査に必要な足場, はしご等, 監督員の指示により存置するものを除く。</p> <p>(2) 約款第17条第1項の規定に基づき, 監督員の請求した改造が完了していること。</p> <p>(3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真, 出来形管理資料, 工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。</p> <p>(4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては, 最終変更契約を発注者と締結していること。</p> <p>5. 発注者は, 工事検査に先立って, 監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p>6. 請負者は, 工事目的物を対象として契約図書と対比した, 次の各号に掲げる検査を受けなければならない。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> <p>なお, 検査にあたっては, 現場代理人及び主任技術者(または, 監理技術者)と社内検査員を立会わせなければならない。</p> </div> <p>(1) 工事の出来形について, 形状, 寸法, 精度, 数量, 品質及び出来ばえの検査。</p> <p>(2) 工事管理状況について, 書類, 記録及び写真等を参考にした検査。</p> <p>7. 検査員は, 修補の必要があると認めた場合には, 請負者に対して, 期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。</p> <p>8. 請負者は, 当該工事完成検査については, 第1編1-1-23第3項の規定を準用する。</p> <p>9. 請負者は, 工事完成図書を電子納品する場合は, 「福島県電子納品運用ガイドライン(案)【土木工事編】」によらなければならない。</p> <p>1-1-26 既済部分検査等</p> <p>1. 請負者は, 約款第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合, 又は, 約款第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は, 既済部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p>2. 請負者は, 約款第34条に基づく中間前払金の請求, 約款第37条に基づく部分払いの請求を行うときは, 前項の検査を受ける前に監督員の指示により, 工事出来高報告書(第27-2号様式)及び工事出来形内訳書(任意様式)を作成し, 監督員に提出しなければならない。</p> <p>3. 請負者は, 検査にあたって, 現場代理人, 主任技術者または監理技術者が</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">H23.10.1~</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>検査立会いについての記載を改正。 工事現場を把握している者が立ち会えば良いものとし, 現場代理人, 主任技術者, 社内検査員等の記載を削除した。</p> </div> <p>(2) 約款第17条第1項の規定に基づき, 監督員の請求した改造が完了していること。</p> <p>(3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真, 出来形管理資料, 工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。</p> <p>(4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては, 最終変更契約を発注者と締結していること。</p> <p>5. 発注者は, 工事検査に先立って, 監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p>6. 請負者は, 工事目的物を対象として契約図書と対比した, 次の各号に掲げる検査を現場の上,受けなければならない。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> <p>なお, 検査にあたっては, 現場代理人及び主任技術者(または, 監理技術者)と社内検査員を立会わせなければならない。</p> <div style="text-align: right;">H24.3.1~</div> </div> <p>(1) 工事の出来形について, 形状, 寸法, 精度, 数量, 品質及び出来ばえの検査。</p> <p>(2) 工事管理状況について, 書類, 記録及び写真等を参考にした検査。</p> <p>7. 検査員は, 修補の必要があると認めた場合には, 請負者に対して, 期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。</p> <p>8. 請負者は, 当該工事完成検査については, 第1編1-1-23第3項の規定を準用する。</p> <p>9. 請負者は, 工事完成図書を電子納品する場合は, 「福島県電子納品運用ガイドライン(案)【土木工事編】」によらなければならない。</p> <p>1-1-26 既済部分検査等</p> <p>1. 請負者は, 約款第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合, 又は, 約款第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は, 既済部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p>2. 請負者は, 約款第34条に基づく中間前払金の請求, 約款第37条に基づく部分払いの請求を行うときは, 前項の検査を受ける前に監督員の指示により, 工事出来高報告書(第27-2号様式)及び工事出来形内訳書(任意様式)を作成し, 監督員に提出しなければならない。</p> <p>3. 請負者は, 検査にあたって, 現場代理人, 主任技術者または監理技術者が</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">H24.3.1~</div> |

共通仕様書 土木工事編 改訂対比表

| 頁 | 項目 | 改正前 | 改訂後 |
|----|--|---|---|
| 28 | 第1編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-26 既済部分検査等 | <p>立会いのうえ、工事目的物を対象として工事出来高報告書及び工事出来高内訳書と対比した、次の各号に掲げる検査を受けなければならない。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にした検査。</p> <p>4. 請負者は、検査員の指示による修補については、前条の第7項の規定に従うものとする。</p> <p>5. 請負者は、当該既済部分検査については、第1編1-1-23第3項の規定を準用する。</p> <p>6. 発注者は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p>7. 請負者は、約款第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-27 中間検査</p> <p>1. 中間検査は、約款第31条の2及び中間検査実施要領に基づき、対象工事と定められた工事について実施するものとする。</p> <p>2. 請負者は、当該中間検査については、第1編1-1-23第3項の規定を準用する。</p> <p>1-1-28 部分使用</p> <p>1. 発注者は、請負者の同意を得て部分使用できるものとする。</p> <p>2. 請負者は、発注者が約款第33条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、原則として課長等により検査基準に基づき品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けけるものとする。</p> <p>1-1-29 施工管理</p> <p>1. 請負者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。</p> <p>2. 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、請負者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、請負者の負担とする。</p> <p>(1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合</p> <p style="text-align: right;">H23.10.1～</p> | <p>立会いのうえ、工事目的物を対象として工事出来高報告書及び工事出来高内訳書と対比した、次の各号に掲げる検査を現場の上、受けなければならない。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にした検査。</p> <p>4. 請負者は、検査員の指示による修補については、前条の第7項の規定に従うものとする。</p> <p>5. 請負者は、当該既済部分検査については、第1編1-1-23第3項の規定を準用する。</p> <p>6. 発注者は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p>7. 請負者は、約款第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-27 中間検査</p> <p>1. 中間検査は、約款第31条の2及び中間検査実施要領に基づき、対象工事と定められた工事について実施するものとする。</p> <p>2. 請負者は、当該中間検査については、第1編1-1-23第3項の規定を準用する。</p> <p>1-1-28 部分使用</p> <p>1. 発注者は、請負者の同意を得て部分使用できるものとする。</p> <p>2. 請負者は、発注者が約款第33条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、原則として課長等により検査基準に基づき品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けけるものとする。</p> <p>1-1-29 施工管理</p> <p>1. 請負者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。</p> <p>2. 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、請負者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、請負者の負担とする。</p> <p>(1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合</p> <p style="text-align: right;">H24.3.1～</p> <p style="text-align: center;">-28-</p> <p>検査立会いについての記載を改正。 工事現場を把握している者が立ち会えば良いものとし、現場代理人、主任技術者、社内検査員等の記載を削除した。</p> |

- (1) 設計図書(追加, 変更指示も含む。)に示されるすべての工事が完成していること。ただし, 工事検査に必要な足場, はしご等, 監督員の指示により存置するものを除く。
 - (2) 約款第17条第1項の規定に基づき, 監督員の請求した改造が完了していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真, 出来形管理資料, 工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては, 最終変更契約を発注者と締結していること。
5. 発注者は, 工事検査に先立って, 監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。
6. 請負者は, 工事目的物を対象として契約図書と対比した, 次の各号に掲げる検査を臨場の上、受けなければならない。

~~なお, 検査にあたっては, 現場代理人及び主任技術者(または, 監理技術者)と社内検査員を立会わせなければならない。~~

H24.3.1 ~

- (1) 工事の出来形について, 形状, 寸法, 精度, 数量, 品質及び出来ばえの検査。
 - (2) 工事管理状況について, 書類, 記録及び写真等を参考にした検査。
7. 検査員は, 修補の必要があると認めた場合には, 請負者に対して, 期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。
8. 請負者は, 当該工事完成検査については, 第1編1-1-23第3項の規定を準用する。
9. 請負者は, 工事完成図書を電子納品する場合は, 「福島県電子納品運用ガイドライン(案)【土木工事編】」によらなければならない。

1-1-26 既済部分検査等

1. 請負者は, 約款第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合, 又は, 約款第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は, 既済部分に係わる検査を受けなければならない。
2. 請負者は, 約款第34条に基づく中間前払金の請求, 約款第37条に基づく部分払いの請求を行うときは, 前項の検査を受ける前に監督員の指示により, 工事出来高報告書(第27-2号様式)及び工事出来形内訳書(任意様式)を作成し, 監督員に提出しなければならない。
3. 請負者は, 検査にあたって, ~~現場代理人, 主任技術者または監理技術者が~~

H24.3.1 ~

~~立会いのうえ~~、工事目的物を対象として工事出来高報告書及び工事出来高内訳書と対比した、次の各号に掲げる検査を臨場の上、受けなければならない。

(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査。

(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にした検査。

4. 請負者は、検査員の指示による修補については、前条の第7項の規定に従うものとする。

5. 請負者は、当該既済部分検査については、第1編1-1-23第3項の規定を準用する。

6. 発注者は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。

7. 請負者は、約款第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-27 中間検査

1. 中間検査は、約款第31条の2及び中間検査実施要領に基づき、対象工事と定められた工事について実施するものとする。

2. 請負者は、当該中間検査については、第1編1-1-23第3項の規定を準用する。

1-1-28 部分使用

1. 発注者は、請負者の同意を得て部分使用できるものとする。

2. 請負者は、発注者が約款第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、原則として課長等により検査基準に基づき品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けるものとする。

1-1-29 施工管理

1. 請負者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

2. 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、請負者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、請負者の負担とする。

(1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合